

第 46 回全日本中学選手権競漕大会 喜多方市売店設置要項

1 目的

この要項は、「第 46 回全日本中学選手権競漕大会」において、第 46 回全日本中学選手権競漕大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、競技会場内、及び付近に設置する。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 開設期間

売店の開設期間は、競技会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

なお、市道西海枝・荻野線（以下「市道」）に設置する売店については、市道が大会期間中の競技時間帯のみ通行止めとなり、夜間は解除されるため、競技終了後に売店を撤収し、翌日の競技開始前に再度設置するものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 令和 8 年 7 月 24 日（金）12 時から 18 時
- (2) 令和 8 年 7 月 25 日（土）6 時から 18 時
- (3) 令和 8 年 7 月 26 日（日）6 時から 13 時

ただし、実行委員会が必要と認める場合は、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

売店の出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は 1 店舗あたり 1 ブース約 9 m²（3 m×3 m のテントもしくは移動販売車）とする。

ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備等

売店出店に伴う設備等は、次のとおりとし、実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

- ・テント（3 m×3 m）1 張

なお、実行委員会の準備品以外に必要な備品等は出店者自身が準備すること。

7 経費負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、売店設置会場の管理に要する経費の一部として、別表 2 に定める出店料を負担する。

(3) 前号の規定に関わらず、実行委員会が特に認めた場合は、出店料を減免することができる。

(4) 前号の規定に基づき、出店料の減免を受けようとする者は、実行委員会が別に定める申請書を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。

(5) 出店を許可された者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。

(6) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 大会関連グッズ

当大会の名称、ロゴ、スローガン、または大会を象徴するデザイン・文字を使用した商品で、公益財団法人日本ローイング協会又は実行委員会の使用承認を得ているもの

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（郷土物産品を加工したもの、アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

9 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件のすべてに該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、喜多方市内に店舗を有して営業をしている者

イ 競技団体の推薦がある者

ウ 過去に国民スポーツ大会、全国市町村交流レガッタ等に出店実績のある者

エ ローイング競技関連グッズ、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等

オ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

ア 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し継続して出店できること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。

オ 出店申請書の提出日時時点で、喜多方市の市税の滞納がないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第二条第二号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

キ 従業員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、実行委員会が別に定める申請書及び関係書類並びに売店責任者及び従業員の本人確認書類（免許証、パスポート等、公的機関が発行

したもの（の写し）を添付し、実行委員会に提出するものとする。

11 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づいて出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出店品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

これによりがたいときは、抽選により選定する。

また、実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店を許可した者に対し、出店料の納付確認後、実行委員会が別に定める売店出店許可証を交付する。

13 保健所への手続き

食品を販売する許可を受けた出店者は、会津保健所に必要な届出を行うものとする。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して、本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者は、業務に従事する従業員の健康管理に留意し、体調がすぐれない者は業務に従事させないこと。
- (3) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (4) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (5) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこれを除く。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。

(7) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは、毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従業員の服装は、清潔な衣服を着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切・丁寧を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) その他、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可効力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したとき、売店責任者は、初期対応にあたるとともに実行委員会に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めるとき。

21 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

22 補填及び補償

- （１）出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- （２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、遅滞なく出店に要した物品等を搬出し、出店ブースを原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営について必要な事項は、関係機関・団体等と協議のうえ、別に定める。

(別表 1)

設置場所、開設期間及び募集数

競技名	設置場所	開設期間	募集数
ローイング	市道西海枝・荻野線、その他 (別紙図 参照)	7月24日 ～ 7月26日	10ブース程度 (屋外)

(別表 2)

出店料

市内業者	1ブースあたり 1日 3,000円 移動販売車1台あたり 1日 3,000円
市外業者	1ブースあたり 1日 5,000円 移動販売車1台あたり 1日 5,000円
<p>次のいずれかに該当する場合は、出店料を減免する。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 社会福祉法人及び社会福祉施設イ 実行委員会の構成団体加盟する企業又は団体等ウ その他実行委員会が特に必要と認めたもの	